

死亡届出人様へ お亡くなりになった方が東近江市内に土地家屋などの資産をお持ちのとき、または軽自動車税・市民税・固定資産税を納付しておられるときは、この届出書を本日より60日以内に東近江市役所資産税課(各支所市民生活課)へご提出ください。

様式第5号(第7条関係) **相続人代表者指定(変更)届出書** 平成 年 月 日

東近江市長様

届出人 住所 _____

氏名 _____

被相続人に係る徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く。)及び還付に関する書類を受領する代表者として、下記のとおり指定(変更)しましたので、地方税法第9条の2第1項(第3項)の規定により届けます。

相続人代表者
になられる方
についてご記
入ください。

相続人 の代 表者	住 所	
	フリガナ 氏 名	印
	生年月日	
	電話番号	

お亡くなり
になった方につ
いてご記入く
ださい

被 相 続 人	住 所	
	氏 名	
	死亡年月日	平成 年 月 日

相続人全員
(配偶者、子
等)のお名前
をご記入く
ださい

相 続 人	氏 名	住 所	続柄

*相続人代表者の方の今後の納税方法について、以下の4つのなかで該当する納税方法をチェックしてください。(該当する を必ず1つチェックしてください。チェックされた納税方法に切り替わります。)

相続人代表者が現在利用している口座での振替・自動払込にしてほしい。(注・故人名義の口座はご利用不可です)
相続人代表者が現在利用している口座での振替・自動払込を全停止して納付書の郵送に切り替えてほしい。
新たに相続人代表者名義で口座振替・自動払込の手続きをします。(申込書をこの届出と同時に提出ください)
相続人代表者および被相続人ともに口座振替・自動払込を利用しないので納付書を郵送してほしい。

市 処 理 欄					
固定個人	固定共有	固定納管	軽自税	市民税	口座・郵送